

文化会館給排水衛生設備保守点検業務仕様書

1 対象

横須賀市文化会館
横須賀市深田台50番地

2 内容

上記施設内の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管理法」という。）に基づく貯水槽清掃、水質検査、排水槽清掃

3 業務内容

ア 貯水槽清掃業務

- (1) 屋上FRPタンク高置水槽（8 m³）の清掃を年1回行う。
- (2) 水槽構造材・給水ポンプ装置・各配管・水位検出器などの状態・機能等を点検する。
- (3) ビル管法に定める水質検査を行う。

イ 排水槽清掃業務

- (1) A棟(大ホール棟)地下RC雑排水槽（12 m³）、B棟(管理棟)地下RC雑排水槽（9 m³）の清掃を年2回行う。
- (2) 水槽構造材・排水装置・各配管・水位検出器などの状態・機能等を点検する。
- (3) 清掃後、槽内に給水を行い、防虫・防臭対策を行う。

4 その他

下記の事項を留意し、業務にあたること。

- ア 作業にあたっては必要な資格、登録を有すること。
- イ 作業日を事前に委託者と調整し、作業にあたること。
- ウ 作業の際に使用した施設・設備は原状回復すること。
- エ 給排水衛生設備に関する故障、異常について、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。
- オ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いように配慮すること。
- カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。
- キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。